

事 務 連 絡
平成 2 5 年 5 月 1 6 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係長

生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて（留意事項）

平素より、生活保護行政の推進につき格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、今般、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 25 年 5 月 16 日付社援保発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）によりお示ししたところですが、留意事項について以下のとおり整理したので、管内福祉事務所及び関係機関に対し周知徹底をお願いします。

記

1 後発医薬品の使用促進の考え方

後発医薬品の普及は、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっており、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、各医療保険者や行政等国全体で使用促進に取り組んでいるところである。こうした中、生活保護の医療扶助においても、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 24 年 4 月 13 日社援保発 0413 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により普及に努めてきたが、今般、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として、生活保護では、新たな使用促進策として、処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、後発医薬品を原則として使用することとし、更なる使用促進を図るものである。（課長通知 2 に記載した取り組みを以下「本取組」という。）。

2 本取組の実施に当たっての留意事項

(1) 後発医薬品に関する生活保護受給者に対する周知

生活保護受給者に対する本取組に関する周知は、現に医療扶助を受けているか否かにかかわらず、リーフレットを送付する等の方法により広く行って頂きたいこと。

また、周知にあたっては、リーフレット等を送付するだけでなく、家庭訪問の際にあらためて説明するなどにより、本取組の周知徹底を図ること。

ただし、入院中の者については退院した後に周知すればよいこと。

(2) 指定薬局に対する取組

ア 生活保護法の指定を受けている薬局（以下「指定薬局」という。）への本取組の説明は、リーフレット等を送付するだけでなく、訪問や電話等により懇切丁寧な説明を行うよう努めること。

イ 指定薬局における生活保護受給者への本取組についての説明は、福祉事務所より本取組について生活保護受給者に周知されていることを前提に行われることに留意し、管内指定薬局に生活保護受給者に対する本取組の周知状況を連絡するなどの配慮を行うこと。

ウ 指定薬局において、後発医薬品を原則として調剤する対象となる生活保護受給者は、後発医薬品のある先発医薬品を処方されている者であって、一品目でも処方医が処方せんに後発医薬品への変更を不可としていない（一般名処方を含む）処方せんを持参した者であること。

エ 課長通知の別添3の様式については参考として示すものであるが、実際にこれを活用する指定薬局において記録等の作業が過度な負担にならないよう配慮・工夫をするものであること。ただし、福祉事務所において、指定薬局が先発医薬品を調剤する事情等を把握し、これを集計できる様式であることに留意すること。

また、希望する指定薬局に対しては、別添3の様式の電子媒体（エクセル様式）を送付するなど、指定薬局において本取組を円滑に実施して頂くよう配慮すること。

オ 指定薬局は、先発医薬品を調剤した事情等の記録が、薬剤師の専門的知見や薬局の在庫の都合等によるものなどについては、福祉事務所へ送付する必要はないが、福祉事務所から求めがあった場合に、薬剤師の専門的知見や薬局の在庫の都合等によるものについても情報提供できるよう、記録は残しておく必要があること。

カ 指定薬局が福祉事務所へ先発医薬品を調剤した事情等の記録を送付する時期は、調剤券に関する事務等で福祉事務所と薬局が連絡調整を行う際に併せて行うなど、指定薬局において過度な負担にならないよう配慮すること。

キ 指定薬局が福祉事務所へ先発医薬品を調剤した事情等の記録を送付する方法は、郵送のほか、電子メールやFAX等による方法も考えられること。

ただし、個人情報に関するものであるため、その取扱については十分に留意するよう徹底すること。

ク 指定医療機関医療担当規程第6条において、

- ・ 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない
 - ・ 薬剤師は処方せんに記載された医薬品が厚生労働大臣の定める医薬品であって、当該処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない
- と規定されていることに留意すること。

(3) 後発医薬品を使用していない者への対応

ア 福祉事務所は、指定薬局から送付された先発医薬品を調剤した事情等の記録が、「単に後発医薬品が安価であるから」や「特に理由を言わない」など、明らかに先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、服薬指導を含む健康管理指導の対象とすること。健康管理指導は、福祉事務所が保健・医療に関する専門的な知見に基づき、医薬品に関する情報や正しい服薬方法について理解を促すとともに、必要に応じて自らの健康管理に関する意識を高めてもらうよう支援を行うものであること。

イ また、先発医薬品を調剤した事情等の記録が「後発医薬品の使用に関する不安」などの場合は、直接、生活保護受給者へ面会する等により、後発医薬品の使用について理解を促すものとするが、その結果、先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、上記アと同様に対応すること。

(4) その他

ア 生活保護等版電子レセプト管理システムにより、以下を抽出・把握できるため、本取組が適切に実施されるよう当システムを積極的に活用すること。

- ・ 後発医薬品へ切替可能な先発医薬品を使用している生活保護受給者
- ・ 先発医薬品を使用している者が後発医薬品へ変更した場合の薬剤費の差額
- ・ 後発医薬品へ切替可能な先発医薬品を調剤している薬局
- ・ 後発医薬品の普及割合（金額ベース（調剤した後発医薬品の薬剤費／調剤全体の薬剤費））

イ 平成25年度予算では、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため医療扶助相談・指導員を引き続き配置できるようにしているところであり、また、地方交付税において、福祉事務所における健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるようにしている。このため、福祉事務所は、本取組及び健康管理指導が円滑かつ着実に実施されるよう体制整備に努めて頂きたいこと。

ウ 生活保護受給者等に対して、後発医薬品の品質などについてより詳細な説明を行う必要がある等の場合には、厚生労働省のホームページに掲載されている「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について」（※）を参考にすること。

※URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/kouhatu-iyaku/index.html